

役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤美会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人の評議員、理事、監事及び相談役の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事、監事及び相談役をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等(相談役除く)に対して支給する報酬等は、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会(以下「会議」という。)及び行政庁監査又は研修会(以下「研修会等」という。)への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 理事長には、報酬及び退職金を支給する。
- 4 役員には、特別功労金を支給する。
- 5 相談役には、法人の運営上の相談又は助言にあたった場合の対価として、報酬を支給する。
- 6 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし第5条で定める特別功労金の支給は除くものとする。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全理事の報酬総額は、年間1,160万円以内とする。ただし理事長に退職金を支給する年においては、別表2で定めた金額を加算するものとする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間102万円以内とする。 に
- 4 相談役の報酬総額は、年間80万円以内とする。

- 5 役員等の報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。
- 6 理事長の退職金は、別表2に定めるとおりとする。

(特別功労金)

第5条 役員が在任中死亡により退任したときは、理事会の決議を経て別表3に定める特別功労金を支給する。

- 2 在任年数は、1か年を単位として端数は月割とする。ただし1か月未満の端数は1か月に切り上げるものとする。

(報酬の支給日)

第6条 役員等の報酬の支払いは次の各号に定めるところによる。

- (1) 会議出席時は、出席当日
- (2) 研修会等出席時は、出席後4日以内
- (3) 理事長及び相談役報酬は、毎月25日(ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その前日)

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第8条 役員等の費用は、別表4に定めるとおりとする。ただし、役員で職員としての立場を有する者に対しては、法人職員旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

- 2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定め

るものとする。

附 則

この規程は平成29年6月21日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は令和1年6月21日(評議員会の決議日)から施行する。

この規程は令和2年2月21日(評議員会の決議日)から施行し、令和2年1月13日から適用する。

別表1 役員等の報酬の額（第4条第5項関係）

役職名	業 務	報 酬 額
評 議 員	会議及び研修会等への出席	出席の都度 12,000 円
理 事 長	理事長業務の執行	月額 700,000 円
常 勤 役 員	該当者なし（職員としての給与が支給される者を除く。）	
非常勤役員	会議及び研修会等への出席	出席の都度 12,000 円
監 事	ア 監事業務の執行 イ 会議及び研修会等への出席	・ア及びイの都度 12,000 円 ・公認会計士、税理士である監事がアを行う場合は、15,000 円
相 談 役	理事長への諮問、運営等に関する助言等	月額 60,000 円

別表2 理事長の退職金（第4条第6項関係）

役職名	支給額	備 考
理 事 長	最終報酬月額×在任年数×係数	係数は1～2の範囲内とする

任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2ヶ月以内に支払うものとする。

別表3 特別功労金（第5条第1項関係）

在任年数 区分	15年以上	15年未満 10年以上	10年未満 5年以上	5年未満 1年以上	備 考
	常勤理事	300万円	200万円	100万円	
非常勤理事 監事	75万円	50万円	25万円	10万円	在任年数は令和2年1月13日以前の年数を含む。

- 1 支給時期は理事会で決定後2か月以内とする。
- 2 支給は遺族に支給する。遺族とは配偶者を第1順位とし、配偶者に支払うことができない場合は、子に対して支払う。

別表4 費用（第7条第1項関係）

事 項	費 用 弁 償 額
会議及び研修会等への出席 （公共交通機関利用なし）	自宅又は常勤する勤務地から会議等開催場所への往復距離に応じ、 1人20円/km
県外出張	法人職員旅費規程に定める額
上記のほか、職務執行に必要な経費（研修会出席者負担金、資料代等）	職務執行に必要な額